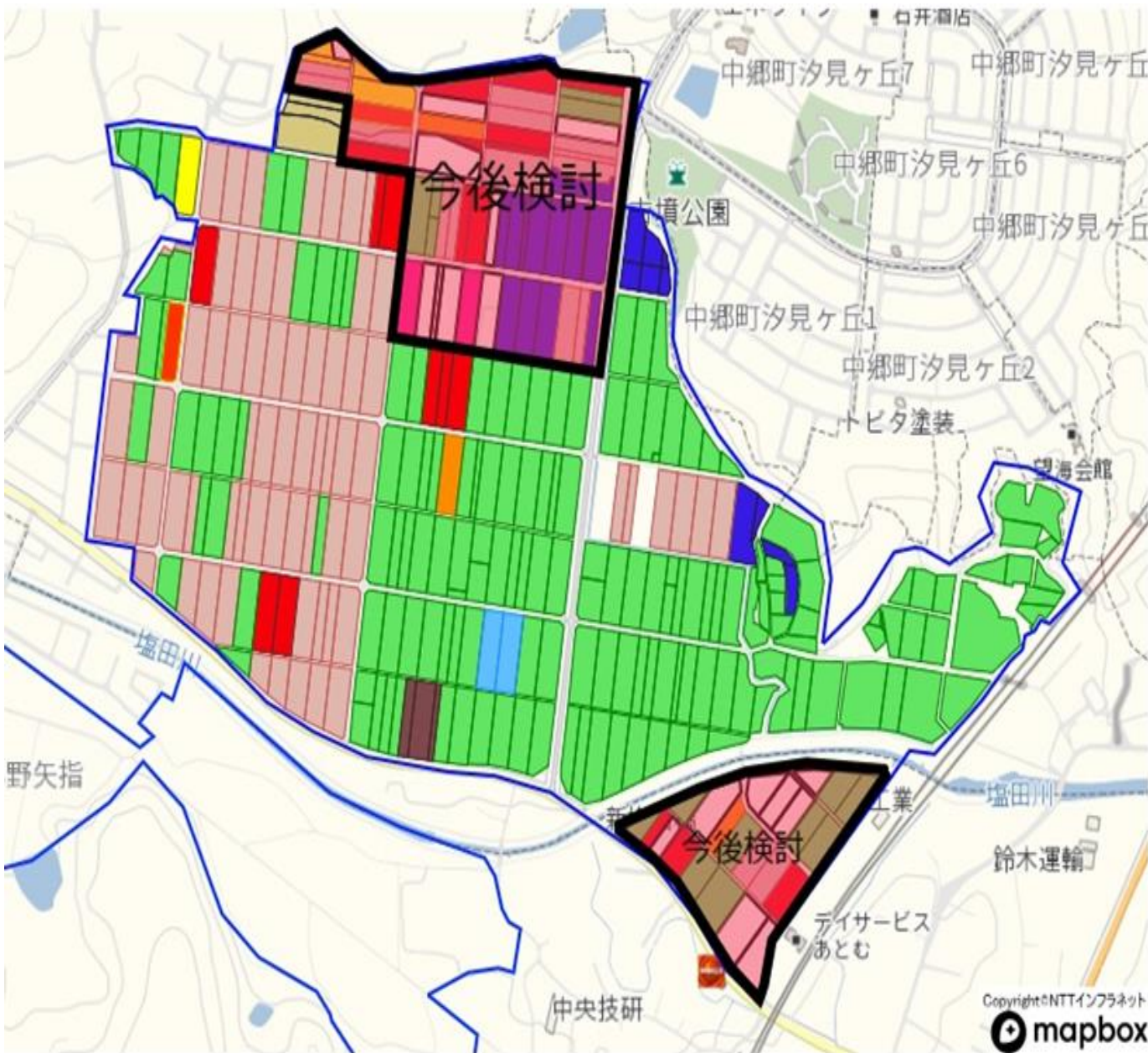


栗 野

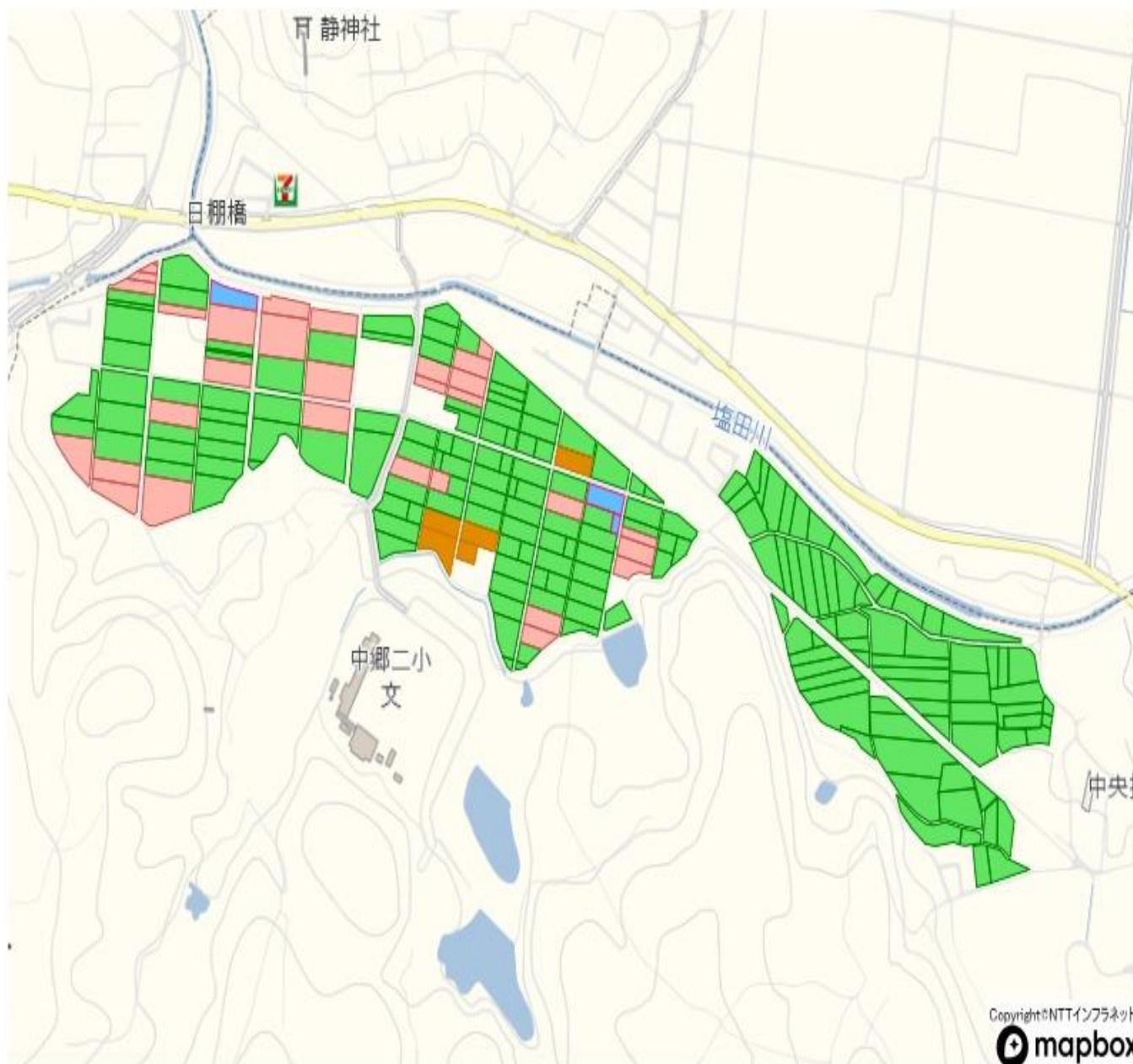
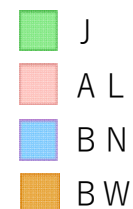
	J
	I
	AL
	AZ
	BN
	BW
	AW
	BG
	Z
	K
	CA



【目標地図について】

1. 概ね10年後も守るべき農地区域の集積・集約に向け、当区域で耕作意向のある農業者と調整して計画したものとしますので、耕作者の確定や耕作の確約をするものではありません。
2. 目標地図に基づく農地の貸し借りは、原則農地中間管理機構（農地レネ）を通じての貸し借りとなります。
3. 当該農地をご自身で耕作されている方やすでに耕作をお願いしている方、耕作者をご自身で見つけられる方は、これまで通りの農地利用を継続してください。
4. 認定農業者等で、かつ畜産業や施設園芸農業を主として経営している農業者については、各畜舎・園芸施設等をもって目標地図に位置付けます。
5. 今後も定期的な見直しを行いますので、目標地図に位置付けられた農業者以外の方でも耕作は可能となります。また、地域内外を問わず、新たな担い手等を受け入れるため、当区域で規模拡大を図る意向がある方は、その旨、市役所農林水産課までご連絡ください。（目標地図に位置付けます。）

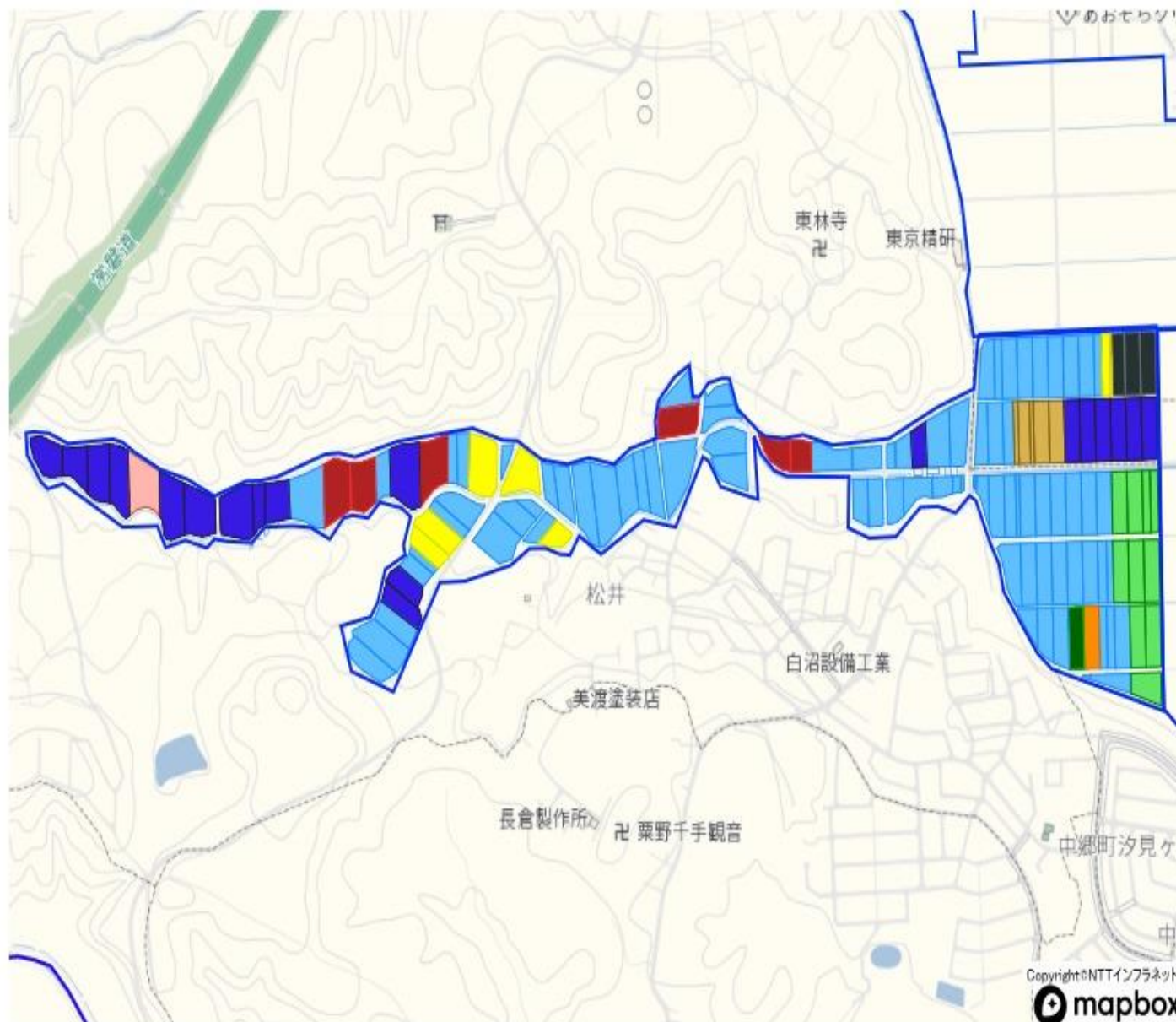
小野矢指



【目標地図について】

1. 概ね10年後も守るべき農地区域の集積・集約に向け、当区域で耕作意向のある農業者と調整して計画したものとしますので、耕作者の確定や耕作の確約をするものではありません。
2. 目標地図に基づく農地の貸し借りは、原則農地中間管理機構(農地バンク)を通じての貸し借りとなります。
3. 当該農地をご自身で耕作されている方やすでに耕作をお願いしている方、耕作者をご自身で見つけられる方は、これまで通りの農地利用を継続してください。
4. 認定農業者等で、かつ畜産業や施設園芸農業を主として経営している農業者については、各畜舎・園芸施設等をもって目標地図に位置付けます。
5. 今後も定期的な見直しを行いますので、目標地図に位置付けられた農業者以外の方でも耕作は可能となります。また、地域内外を問わず、新たな担い手等を受け入れるため、当区域で規模拡大を図る意向がある方は、その旨、市役所農林水産課までご連絡ください。(目標地図に位置付けます。)

松井①

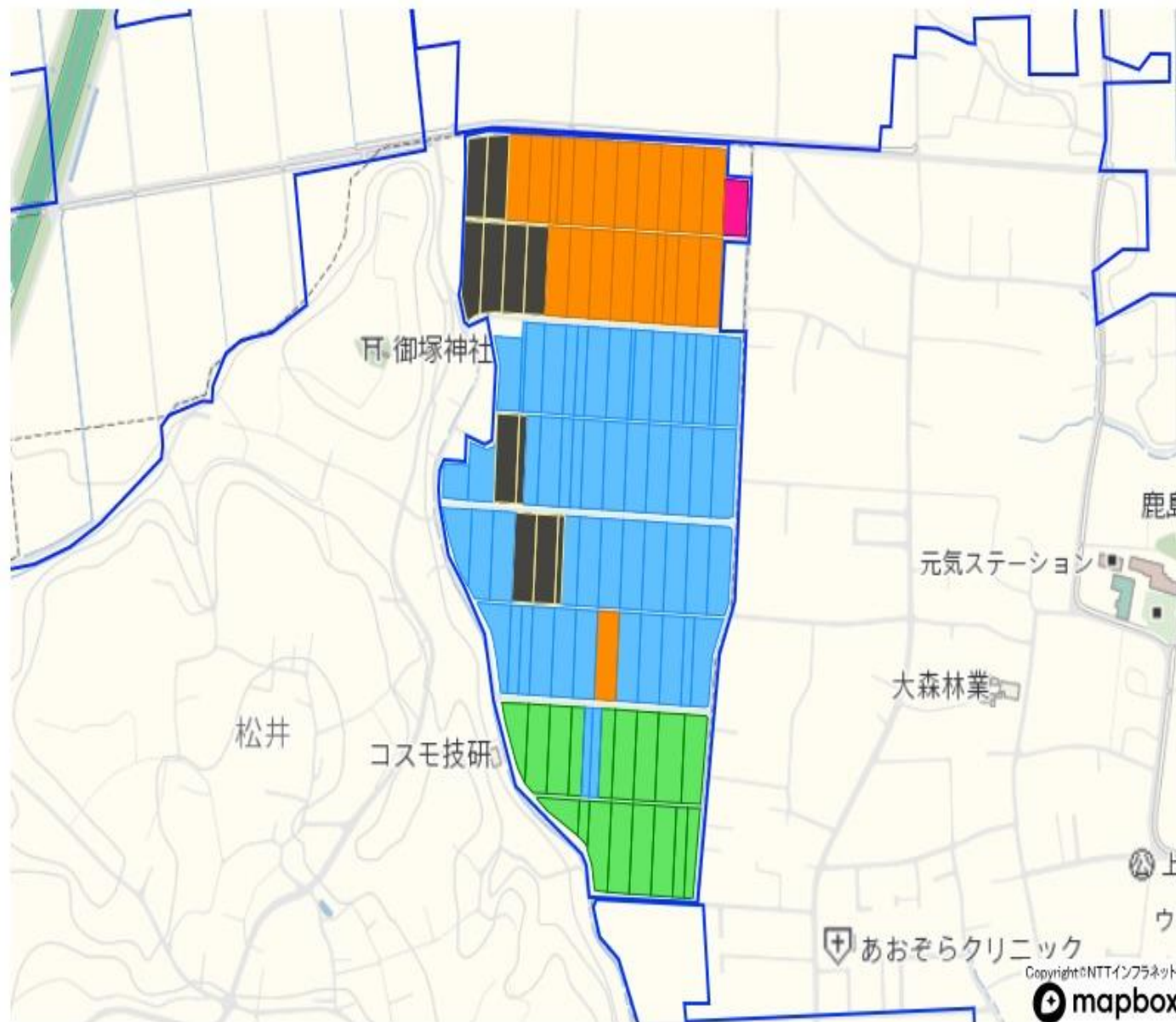


- J
- AL
- BD
- BL
- BN
- BT
- AA
- AM
- T
- K

【目標地図について】

1. 概ね10年後も守るべき農地地域の集積・集約に向け、当区域で耕作意向のある農業者と調整して計画したものとしますので、耕作者の確定や耕作の確約をするものではありません。
2. 目標地図に基づく農地の貸し借りは、原則農地中間管理機構（農地バンク）を通じての貸し借りとなります。
3. 当該農地をご自身で耕作されている方やすでに耕作をお願いしている方、耕作者をご自身で見つけられる方は、これまで通りの農地利用を継続してください。
4. 認定農業者等で、かつ畜産業や施設園芸農業を主として経営している農業者については、各畜舎・園芸施設等をもって目標地図に位置付けます。
5. 今後も定期的な見直しを行いますので、目標地図に位置付けられた農業者以外の方でも耕作は可能となります。また、地域内外を問わず、新たな担い手等を受け入れるため、当区域で規模拡大を図る意向がある方は、その旨、市役所農林水産課までご連絡ください。（目標地図に位置付けます。）

松井②

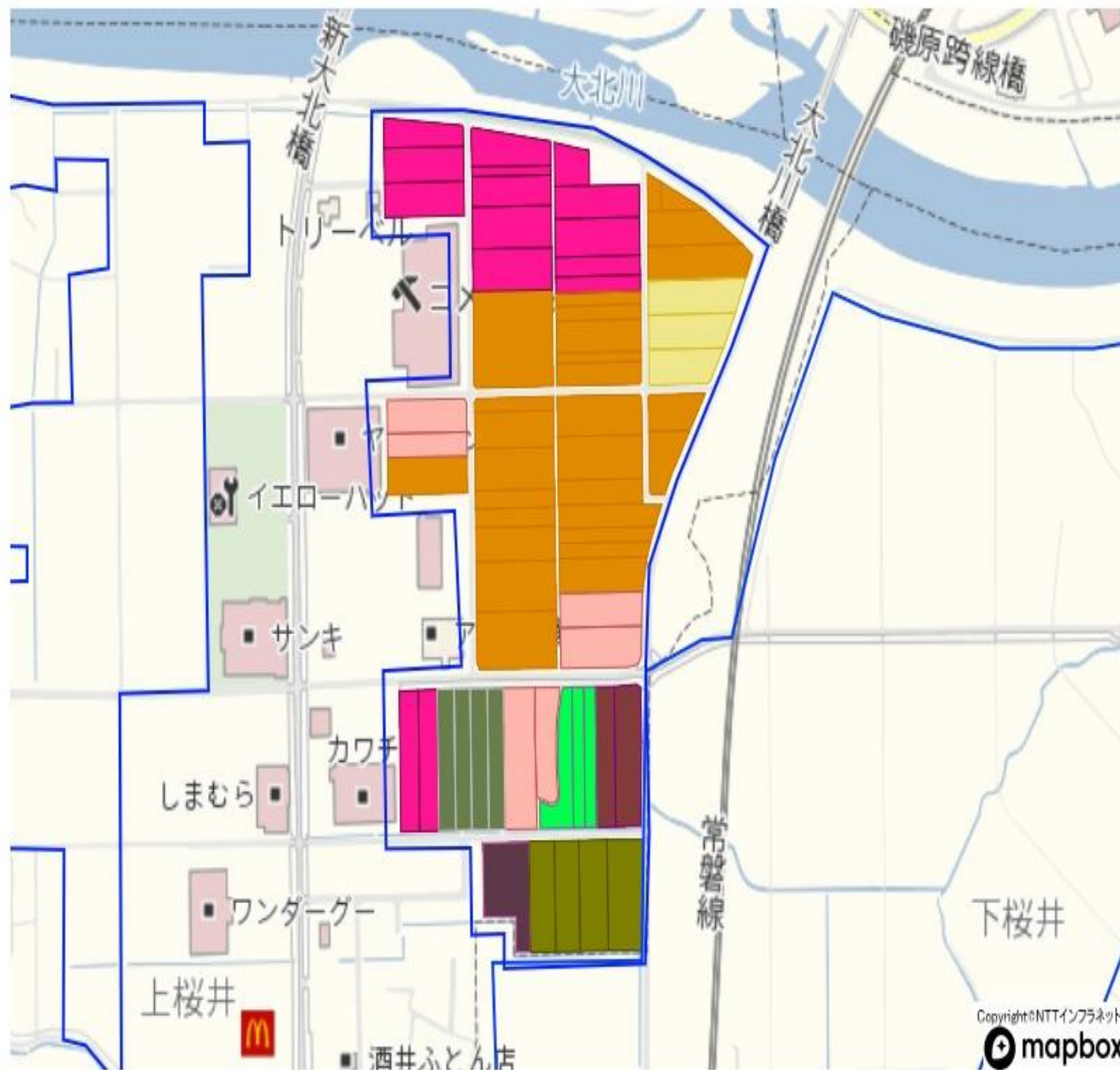


- J
- I
- BK
- BN
- T

【目標地図について】

1. 概ね10年後も守るべき農地区域の集積・集約に向け、当区域で耕作意向のある農業者と調整して計画したものとしますので、耕作者の確定や耕作の確約をするものではありません。
2. 目標地図に基づく農地の貸し借りは、原則農地中間管理機構(農地バンク)を通じての貸し借りとなります。
3. 当該農地をご自身で耕作されている方やすでに耕作をお願いしている方、耕作者をご自身で見つけられる方は、これまで通りの農地利用を継続してください。
4. 認定農業者等で、かつ畜産業や施設園芸農業を主として経営している農業者については、各畜舎・園芸施設等をもって目標地図に位置付けます。
5. 今後も定期的な見直しを行いますので、目標地図に位置付けられた農業者以外の方でも耕作は可能となります。また、地域内外を問わず、新たな担い手等を受け入れるため、当区域で規模拡大を図る意向がある方は、その旨、市役所農林水産課までご連絡ください。(目標地図に位置付けます。)

上桜井①



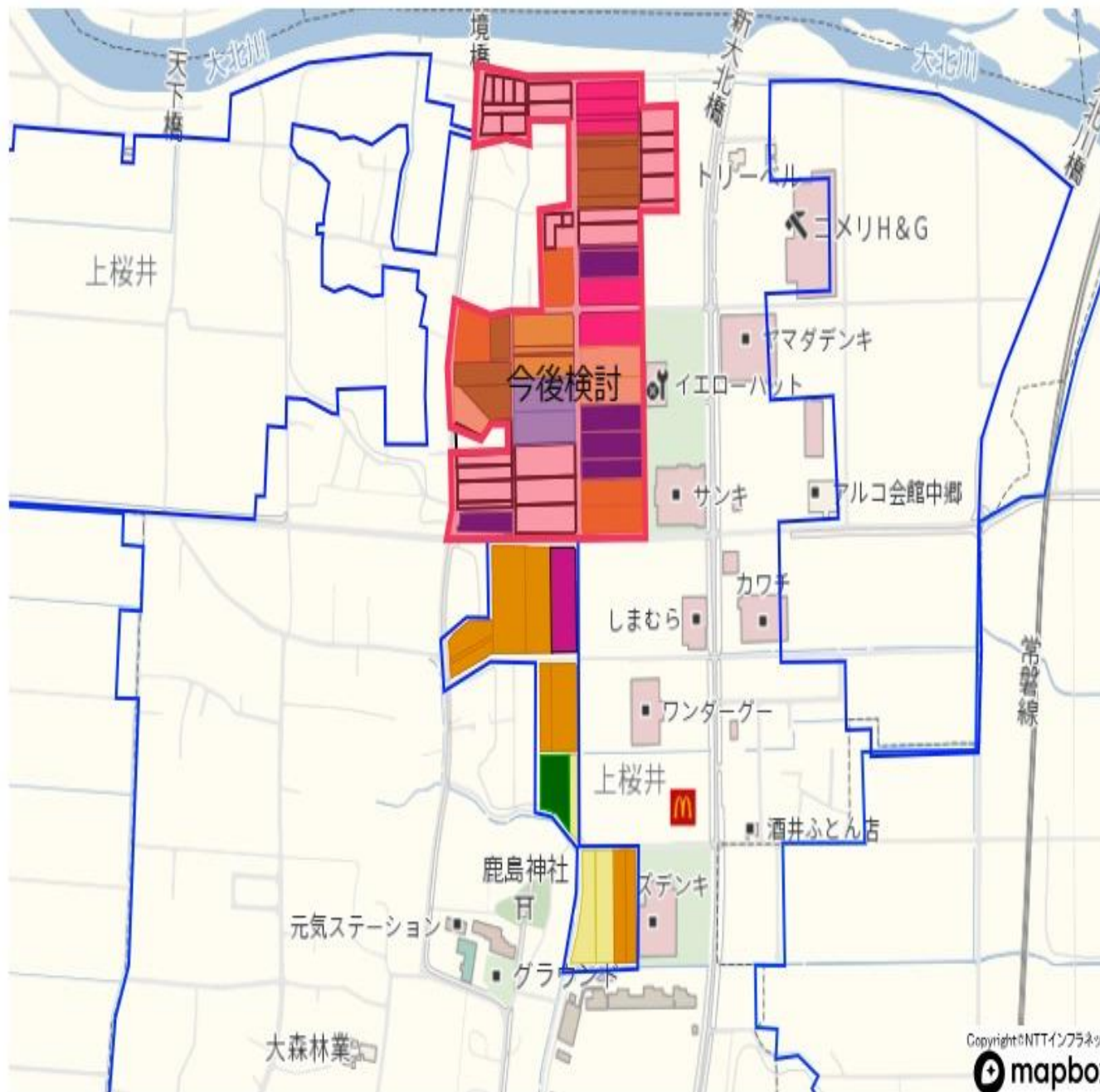
	I
	AL
	AX
	BA
	H
	T
	BH
	AS
	S

【目標地図について】

1. 概ね10年後も守るべき農地地域の集積・集約に向け、当区域で耕作意向のある農業者と調整して計画したものとしますので、耕作者の確定や耕作の確約をするものではありません。
2. 目標地図に基づく農地の貸し借りは、原則農地中間管理機構(農地バンク)を通じての貸し借りとなります。
3. 当該農地をご自身で耕作されている方やすでに耕作をお願いしている方、耕作者をご自身で見つけられる方は、これまで通りの農地利用を継続してください。
4. 認定農業者等で、かつ畜産業や施設園芸農業を主として経営している農業者については、各畜舎・園芸施設等をもって目標地図に位置付けます。
5. 今後も定期的な見直しを行いますので、目標地図に位置付けられた農業者以外の方でも耕作は可能となります。また、地域内外を問わず、新たな担い手を受け入れるため、当区域で規模拡大を図る意向がある方は、その旨、市役所農林水産課までご連絡ください。(目標地図に位置付けます。)

上桜井②

- I
- BD
- BN
- CL
- H
- T
- BH
- S
- Q

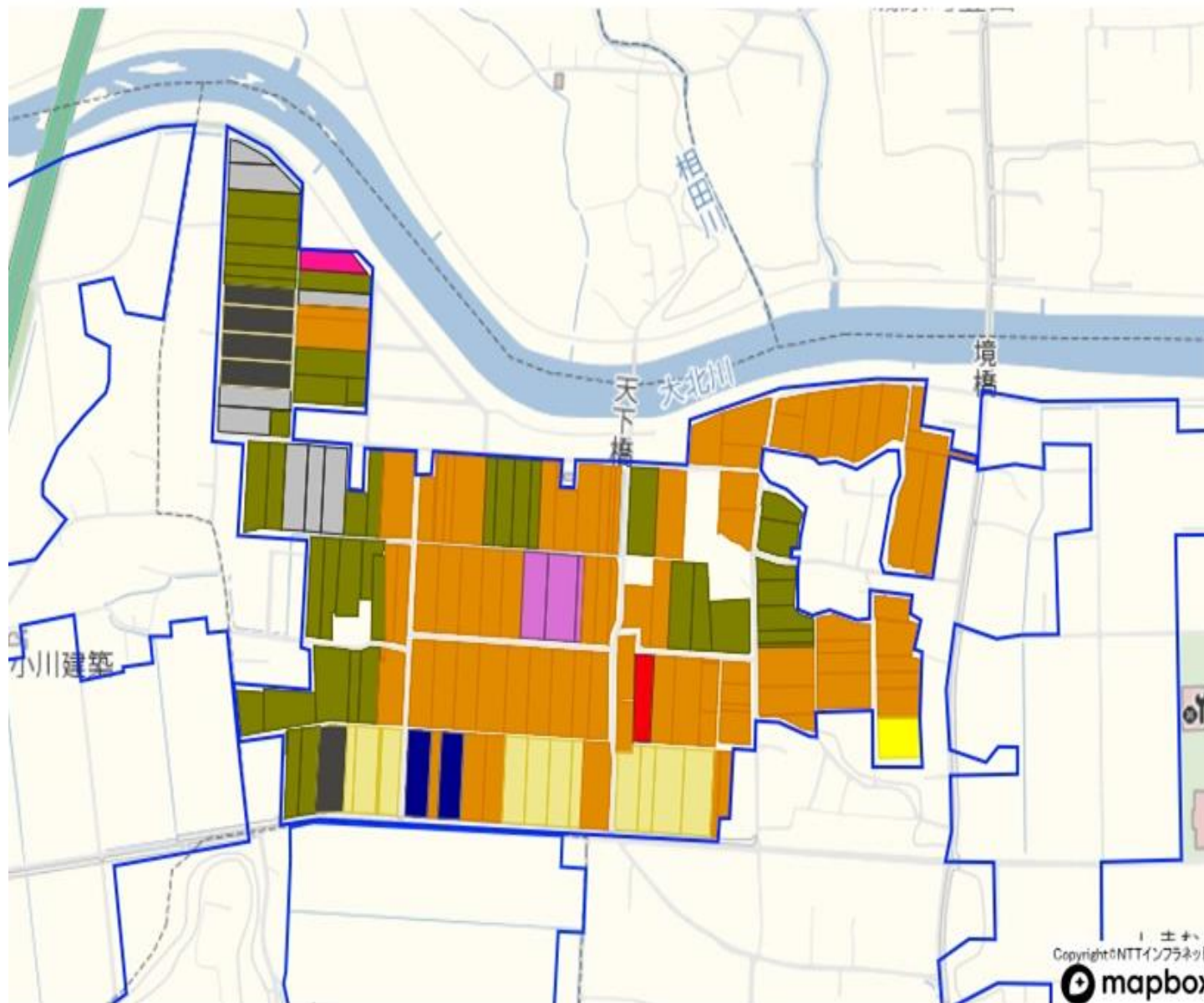


【目標地図について】

1. 概ね10年後も守るべき農地区域の集積・集約に向け、当区域で耕作意向のある農業者と調整して計画したものとしますので、耕作者の確定や耕作の確約をするものではありません。
2. 目標地図に基づく農地の貸し借りは、原則農地中間管理機構（農地バンク）を通じての貸し借りとなります。
3. 当該農地をご自身で耕作されている方やすでに耕作をお願いしている方、耕作者をご自身で見つけられる方は、これまで通りの農地利用を継続してください。
4. 認定農業者等で、かつ畜産業や施設園芸農業を主として経営している農業者については、各畜舎・園芸施設等をもって目標地図に位置付けます。
5. 今後も定期的な見直しを行いますので、目標地図に位置付けられた農業者以外の方でも耕作は可能となります。また、地域内外を問わず、新たな担い手等を受け入れるため、当区域で規模拡大を図る意向がある方は、その旨、市役所農林水産課までご連絡ください。（目標地図に位置付けます。）

上桜井③

- I
- AI
- BK
- AA
- Z
- H
- T
- BH
- S
- R

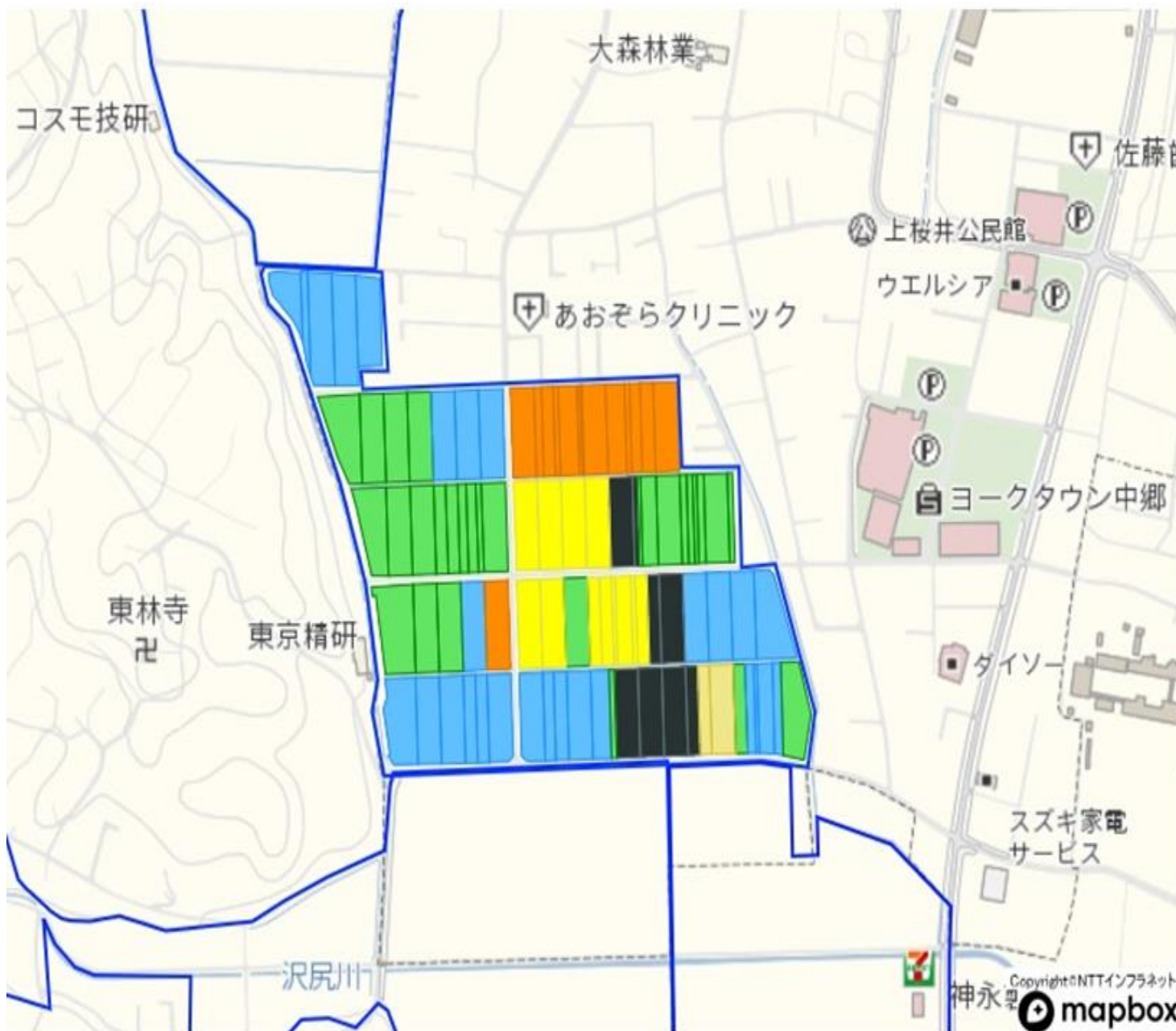


Copyright © NTTインフラネット
mapbox

【目標地図について】

1. 概ね10年後も守るべき農地地域の集積・集約に向け、当区域で耕作意向のある農業者と調整して計画したものとしますので、耕作者の確定や耕作の確約をするものではありません。
2. 目標地図に基づく農地の貸し借りは、原則農地中間管理機構(農地バンク)を通じての貸し借りとなります。
3. 当該農地をご自身で耕作されている方やすでに耕作をお願いしている方、耕作者をご自身で見つけられる方は、これまで通りの農地利用を継続してください。
4. 認定農業者等で、かつ畜産業や施設園芸農業を主として経営している農業者については、各畜舎・園芸施設等をもって目標地図に位置付けます。
5. 今後も定期的な見直しを行いますので、目標地図に位置付けられた農業者以外の方でも耕作は可能となります。また、地域内外を問わず、新たな担い手等を受け入れるため、当区域で規模拡大を図る意向がある方は、その旨、市役所農林水産課までご連絡ください。(目標地図に位置付けます。)

上桜井④

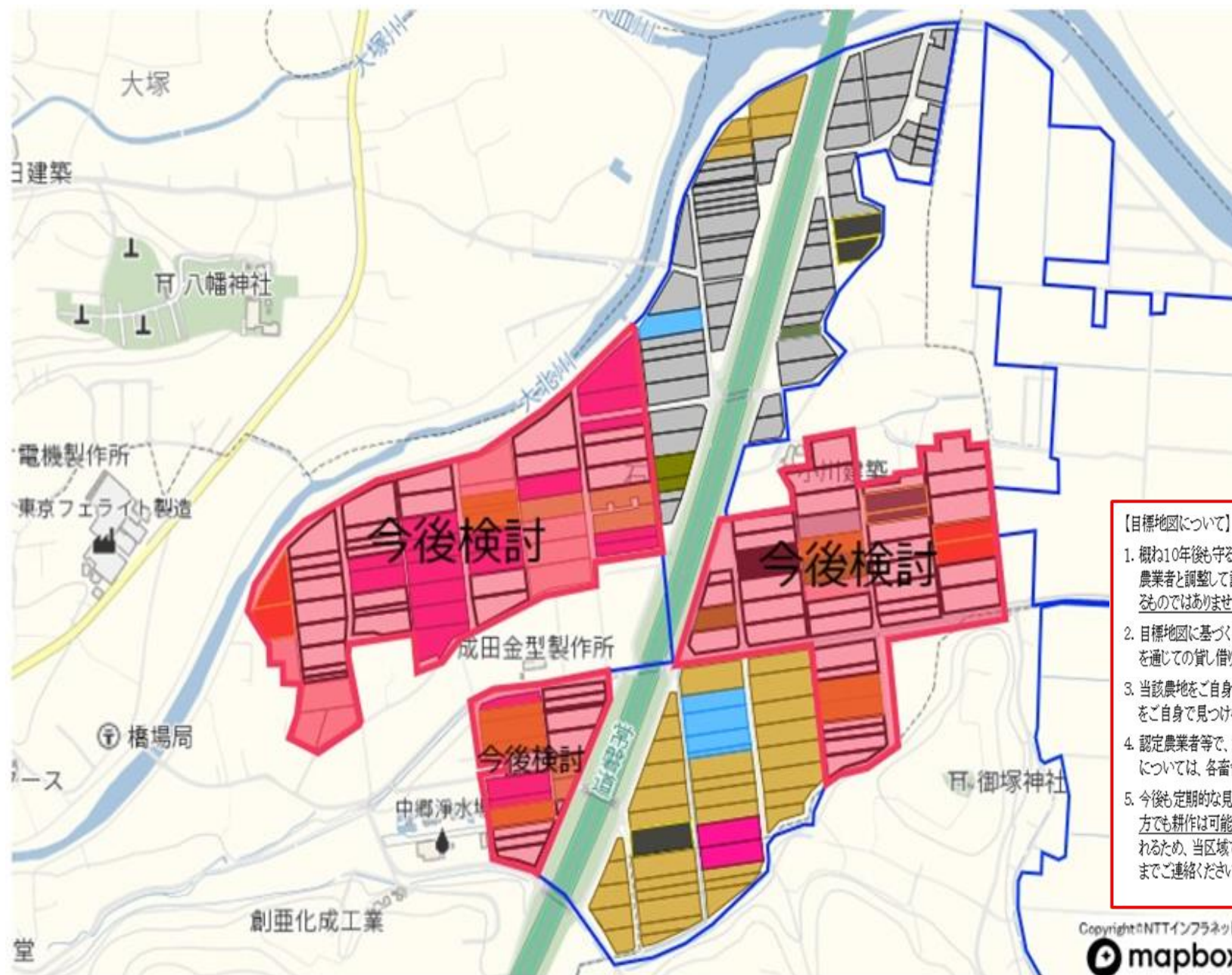


- J
- BN
- AA
- AM
- T
- S

【目標地図について】

1. 概ね10年後も守るべき農地地域の集積・集約に向け、当区域で耕作意向のある農業者と調整して計画したものとしますので、耕作者の確定や耕作の確約をするものではありません。
2. 目標地図に基づき農地の貸し借りは、原則農地中間管理機構（農地バンク）を通じての貸し借りとなります。
3. 当該農地をご自身で耕作されている方やすでに耕作をお願いしている方、耕作者をご自身で見つけられる方は、これまで通りの農地利用を継続してください。
4. 認定農業者等で、かつ畜産業や施設園芸農業を主として経営している農業者については、各畜舎・園芸施設等をもって目標地図に位置付けます。
5. 今後も定期的な見直しを行いますので、目標地図に位置付けられた農業者以外の方でも耕作は可能となります。また、地域内外を問わず、新たな担い手等を受け入れるため、当区域で規模拡大を図る意向がある方は、その旨、市役所農林水産課までご連絡ください。（目標地図に位置付けます。）

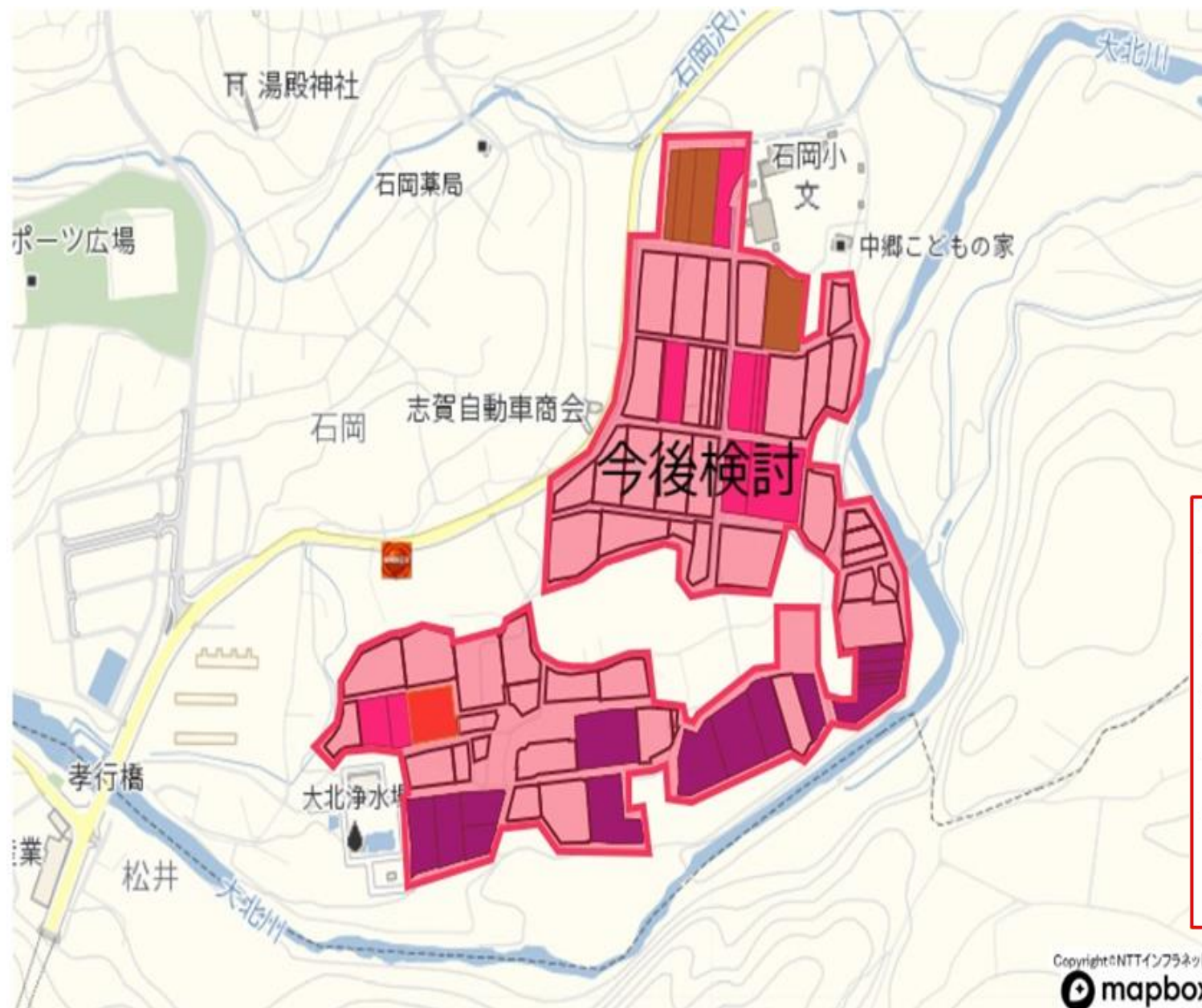
石岡①



【目標地図について】

1. 概ね10年後も守るべき農地区域の集積・集約に向け、当区域で耕作意向のある農業者と調整して計画したものとしますので、耕作者の確定や耕作の確約をすることはできません。
2. 目標地図に基づく農地の貸し借りは、原則農地中間管理機構（農地バンク）を通じての貸し借りとなります。
3. 当該農地をご自身で耕作されている方やすでに耕作をお願いしている方、耕作者をご自身で見つけられる方は、これまで通りの農地利用を継続してください。
4. 認定農業者等で、かつ畜産業や施設園芸農業を主として経営している農業者については、各畜舎・園芸施設等をもって目標地図に位置付けます。
5. 今後も定期的な見直しを行いますので、目標地図に位置付けられた農業者以外の方でも耕作は可能となります。また、地域内外を問わず、新たな担い手等を受け入れるため、当区域で規模拡大を図る意向がある方は、その旨、市役所農林水産課までご連絡ください。（目標地図に位置付けます。）

石岡②

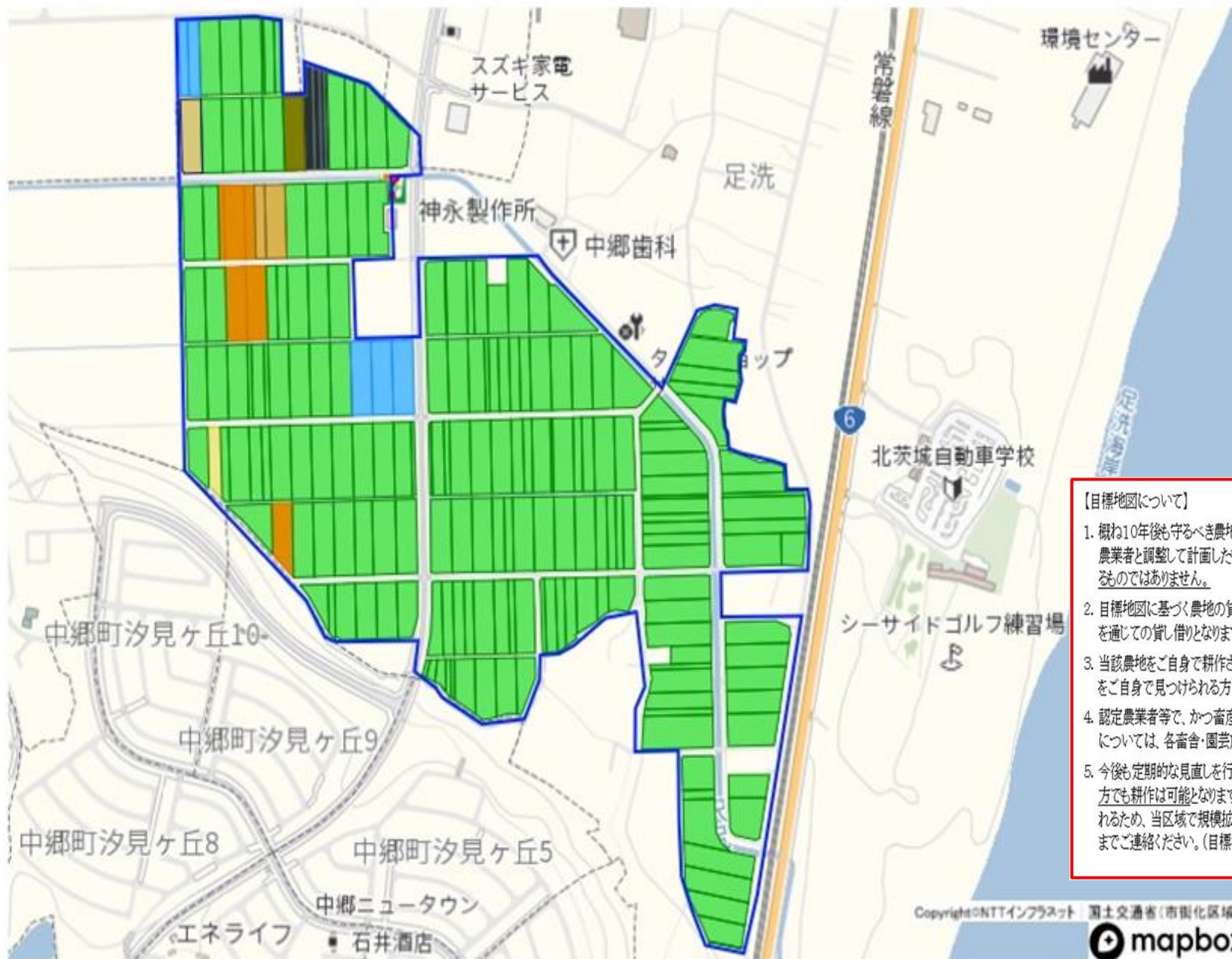


【目標地図について】

1. 概ね10年後も守るべき農地地域の集積・集約に向け、当区域で耕作意向のある農業者と調整して計画したものとしますので、耕作者の確定や耕作の確約をするものではありません。
2. 目標地図に基づく農地の貸し借りは、原則農地中間管理機構(農地バンク)を通じての貸し借りとなります。
3. 当該農地をご自身で耕作されている方やすでに耕作をお願いしている方、耕作者をご自身で見つけられる方は、これまで通りの農地利用を継続してください。
4. 認定農業者等で、かつ畜産業や施設園芸農業を主として経営している農業者については、各畜舎・園芸施設等をもって目標地図に位置付けます。
5. 今後も定期的な見直しを行いますので、目標地図に位置付けられた農業者以外の方でも耕作は可能となります。また、地域内外を問わず、新たな担い手等を受け入れるため、当区域で規模拡大を図る意向がある方は、その旨、市役所農林水産課までご連絡ください。(目標地図に位置付けます。)

足洗

- J
- BL
- BN
- H
- AM
- T
- AO
- S



【目標地図について】

1. 概ね10年後も守るべき農地地域の集積・集約に向け、当区域で耕作意向のある農業者と調整して計画したものとしますので、耕作者の確定や耕作の確約をするものではありません。
2. 目標地図に基づく農地の貸し借りは、原則農地中間管理機構(農地バンク)を通じての貸し借りとなります。
3. 当該農地をご自身で耕作されている方やすでに耕作をお願いしている方、耕作者をご自身で見つけられる方は、これまで通りの農地利用を継続してください。
4. 認定農業者等で、かつ畜産業や施設園芸農業を主として経営している農業者については、各畜舎・園芸施設等をもって目標地図に位置付けます。
5. 今後も定期的な見直しを行いますので、目標地図に位置付けられた農業者以外の方でも耕作は可能となります。また、地域内外を問わず、新たな担い手等を受け入れるため、当区域で規模拡大を図る意向がある方は、その旨、市役所農林水産課までご連絡ください。(目標地図に位置付けます。)

日棚①

J
AL

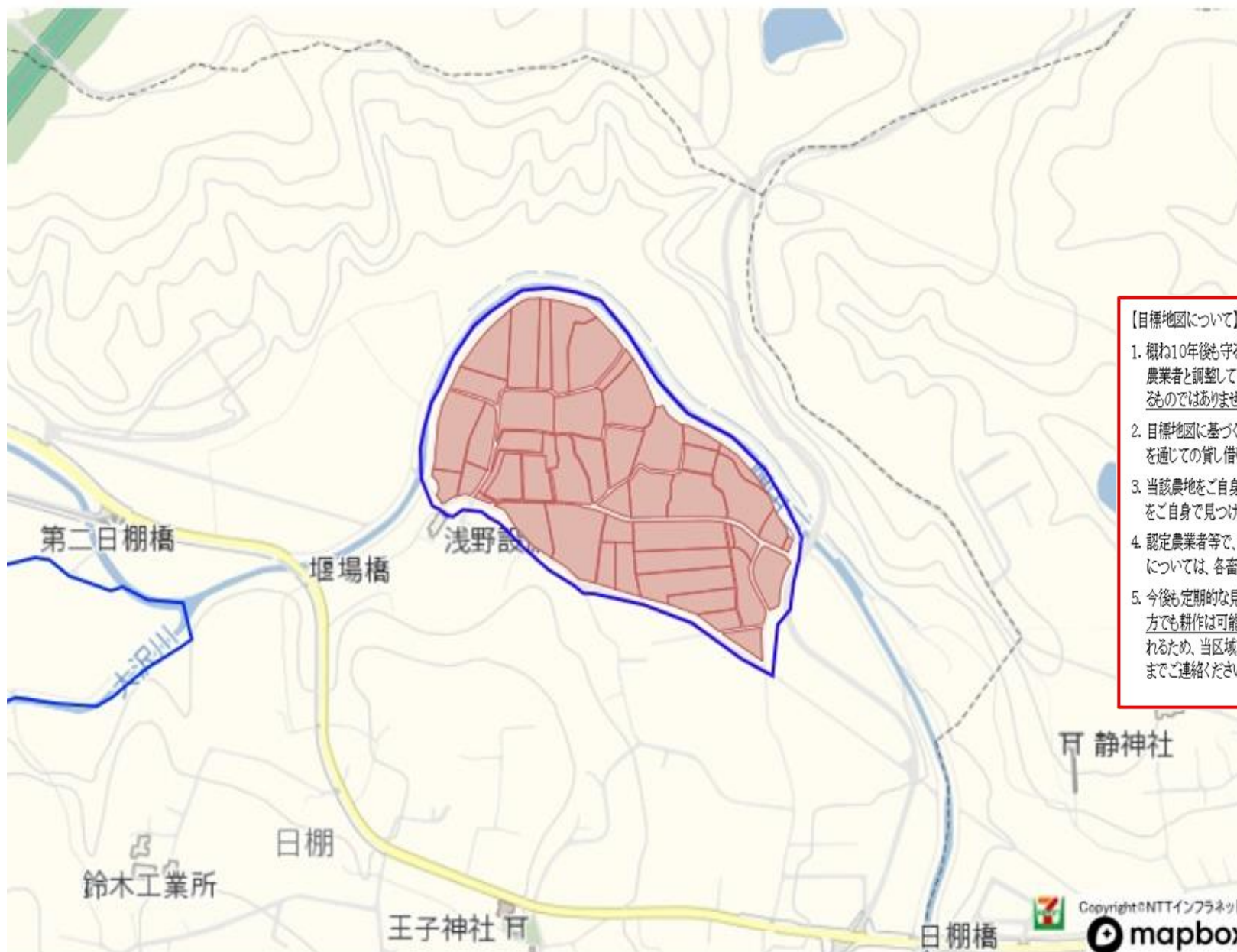


【目標地図について】

1. 概ね10年後も守るべき農地地域の集積・集約に向け、当区域で耕作意向のある農業者と調整して計画したものとしますので、耕作者の確定や耕作の確約をするものではありません。
2. 目標地図に基づく農地の貸し借りは、原則農地中間管理機構（農地バンク）を通じての貸し借りとなります。
3. 当該農地をご自身で耕作されている方やすでに耕作をお願いしている方、耕作者をご自身で見つけられる方は、これまで通りの農地利用を継続してください。
4. 認定農業者等で、かつ畜産業や施設園芸農業を主として経営している農業者については、各畜舎・園芸施設等をもって目標地図に位置付けます。
5. 今後も定期的な見直しを行いますので、目標地図に位置付けられた農業者以外の方でも耕作は可能となります。また、地域内外を問わず、新たな担い手等を受け入れるため、当区域で規模拡大を図る意向がある方は、その旨、市役所農林水産課までご連絡ください。（目標地図に位置付けます。）

日棚②

AL

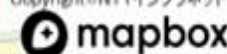


【目標地図について】

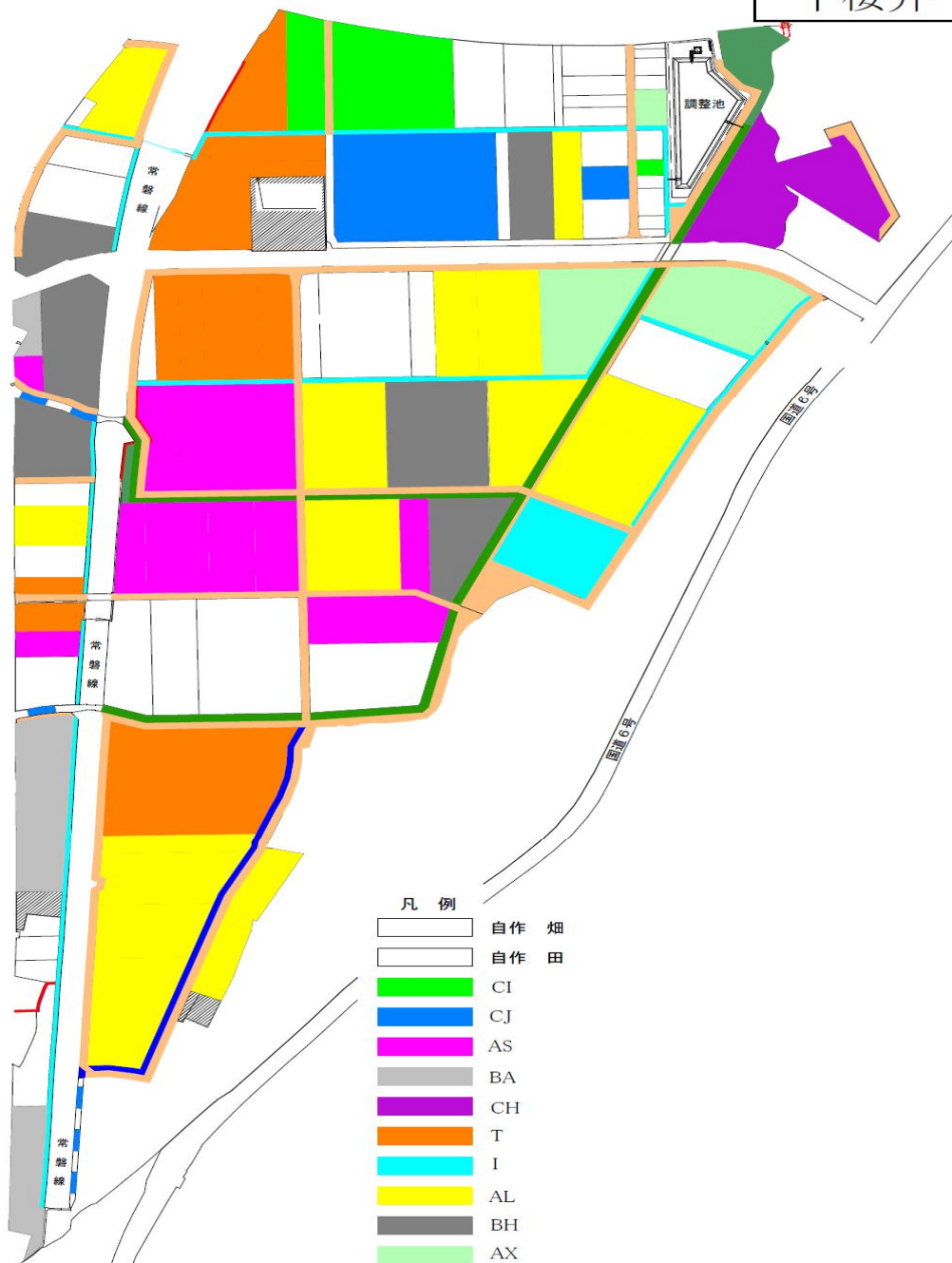
1. 概ね10年後も守るべき農地地域の集積・集約に向け、当区域で耕作意向のある農業者と調整して計画したものとしますので、耕作者の確定や耕作の確約をするものではありません。
2. 目標地図に基づき農地の貸し借りは、原則農地中間管理機構（農地バンク）を通じての貸し借りとなります。
3. 当該農地をご自身で耕作されている方やすでに耕作をお願いしている方、耕作者をご自身で見つけられる方は、これまで通りの農地利用を継続してください。
4. 認定農業者等で、かつ畜産業や施設園芸農業を主として経営している農業者については、各畜舎・園芸施設等をもって目標地図に位置付けます。
5. 今後も定期的な見直しを行いますので、目標地図に位置付けられた農業者以外の方でも耕作は可能となります。また、地域内外を問わず、新たな担い手等を受け入れるため、当区域で規模拡大を図る意向がある方は、その旨、市役所農林水産課までご連絡ください。（目標地図に位置付けます。）



Copyright © NTTインフラネット



下桜井



【目標地区について】

1. 概ね10年後も守るべき農地地域の集積・集約に向け、当区域で耕作意向のある農業者と調整して計画したものとなりますので、耕作者の確定や耕作の確約をするものではありません。
2. 目標地区に基づく農地の貸し借りは、原則農地中間管理機構（農地バンク）を通じての貸し借りとなります。
3. 当該農地をご自身で耕作されている方やすでに耕作をお願いしている方、耕作者をご自身で見つけられる方は、これまで通りの農地利用を継続してください。
4. 認定農業者等で、かつ畜産業や施設園芸農業を主として経営している農業者については、各畜舎・園芸施設等をもって目標地区に位置付けます。
5. 今後も定期的な見直しを行いますので、目標地区に位置付けられた農業者以外の方でも耕作は可能となります。また、地域内外を問わず、新たな担い手等を受け入れるため、当区域で規模拡大を図る意向がある方は、その旨、市役所農林水産課までご連絡ください。（目標地区に位置付けます。）